

まちづくりを考える会報告会

地域自治を考える

～「まちづくりを考える会」提案書

を踏まえて～



主催 大口町・まちづくりを考える会

期日 平成23年11月23日

場所 大口町健康文化センター 多目的室

タイムスケジュール

13:00 開会

第1部 報告会

13:05 報告会 1ページ
「新たな地域自治組織による協働のまちづくり提案書」
大口町まちづくりを考える会

第2部 講演・事例発表

13:55 講演 11ページ
「地域自治を考える
～新しい地域自治組織の提案を受けて～」
岩崎恭典氏
(四日市大学総合政策学部教授)

～ 休憩 ～

14:25 事例発表 27ページ
丹羽慎一郎氏
(犬山市城東小学校区コミュニティ協議会会長)

第3部 座談

15:05 座談
コーディネーター 岡田敏克氏

15:40 閉会

新たな地域自治組織による 協働のまちづくり提案書

平成23年11月

大口町まちづくりを考える会

1

1. 新しい地域自治組織が求められる背景

住民の意識の変化

行政区の変化

行政の変化

災害と防災

2

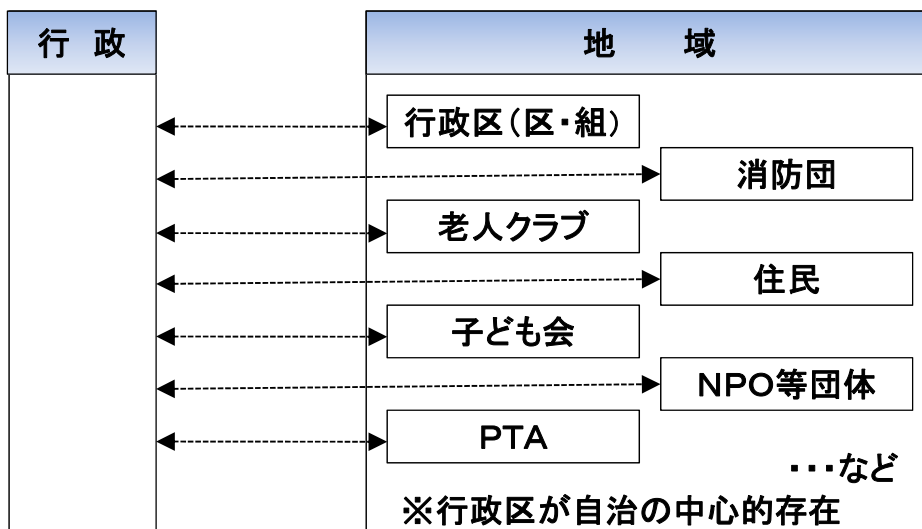
2. 新しい地域自治組織の基本的な考え方

【これまでの地域の姿】

- ・要望依存型
- ・条例の規定がない自治会的な組織
- ・行政区が自治の中心的存在
- ・地域内のさまざまな組織の横のつながりがほとんどない

3

【これまでの地域の姿】



- 地区の子ども会や老人クラブ等、地域には様々な組織があるが、協力して取り組めるような横のつながりはほとんどない。
- 行政区は条例の規定がない自治会的な組織であるため、区での決め事が住民の総意にならないという側面がある。

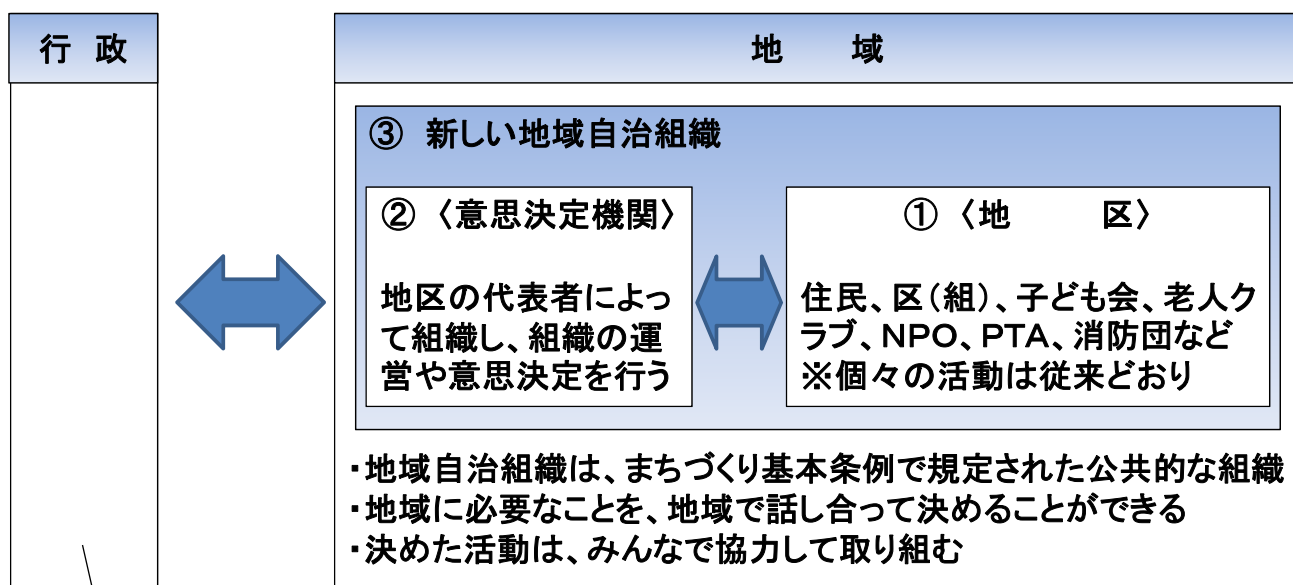
4

【これからの地域の姿】

- ・提案実行型
- ・条例で規定された公共的な組織
- ・地域内のさまざまな組織の横のつながりができる

5

【これからの地域の姿】



- 行政は、地域自治組織の立ち上げを支援する。
- 地域自治組織が活動しやすい制度(交付金制度など)・環境(職員配置など)を整える。

6

①地区

従来の行政区の中で、区長一区会を始めさまざまな団体が互いに連携して地域課題の解決策を考え、実行する組織

役割

- ・まちづくり委員会へ課題解決策の提案
- ・課題解決策を地区内や他の地区と連携し実施
- ・地域へ情報を提供し、地域内の他の地区へ情報の共有

7

②意思決定機関

地区で考えた解決策の広域的な調整、修正、補足や決定、それに対する予算付けを行うための意思決定機関として、「まちづくり委員会」を設置し、①から選ばれた代表で構成

③新しい地域自治組織

①②を包含した組織

8

3. 新しい地域自治組織の具体的な提案

(1) まちづくり委員会

《まちづくり委員会は地域に任された
意思決定機関》

役割

- ・ 地区内あるいは、地区を超えたさまざまな地域課題の解決策の提案を受け、地域全体の視点に立っての地域計画の作成
- ・ 地区内の各団体や個人が話し合う場の提供
- ・ 地域内の情報の共有

9

権限と財源

地域全体の視点に立って、地区から提出された地区や地域の課題解決策を基に地域計画の作成

地域の活動(計画)を支援するための制度の提案

- ・ 元気なまちづくり事業助成制度[地域版]
- ・ 地域予算制度
- ・ まちづくり委員会への運営に対する交付金制度

地域での財源の確保

行政で持っている課題のうち地域で解決した方が効果的なものについて実施

10

まちづくり委員会の任期と報酬

- ・任期は複数年が理想であり、一度に交代するのではなく半分ずつ入替わる方法も考えられる
- ・責任ある職務を担うため、報酬は必要であるとする

地域計画の作成と提案

- ・地区から提案された事業を精査し、地域課題を解決するための実現可能な事業を地域計画として行政へ提出
- ・まちづくり委員会が認めた事業は基本的に最大限尊重するものとする

11

(2) 新しい地域自治組織

《区域の設定は、3地域を提案します。》

役割

- ・地域で求めることを話し合い決定し、実行する組織
まちづくり委員会に委ねられた権限と財源を活用し、
地域課題の解決に取り組む
- ・情報共有のため、情報を流すだけでなく、地域の特性を考慮し情報の共有に努める

区域の設定

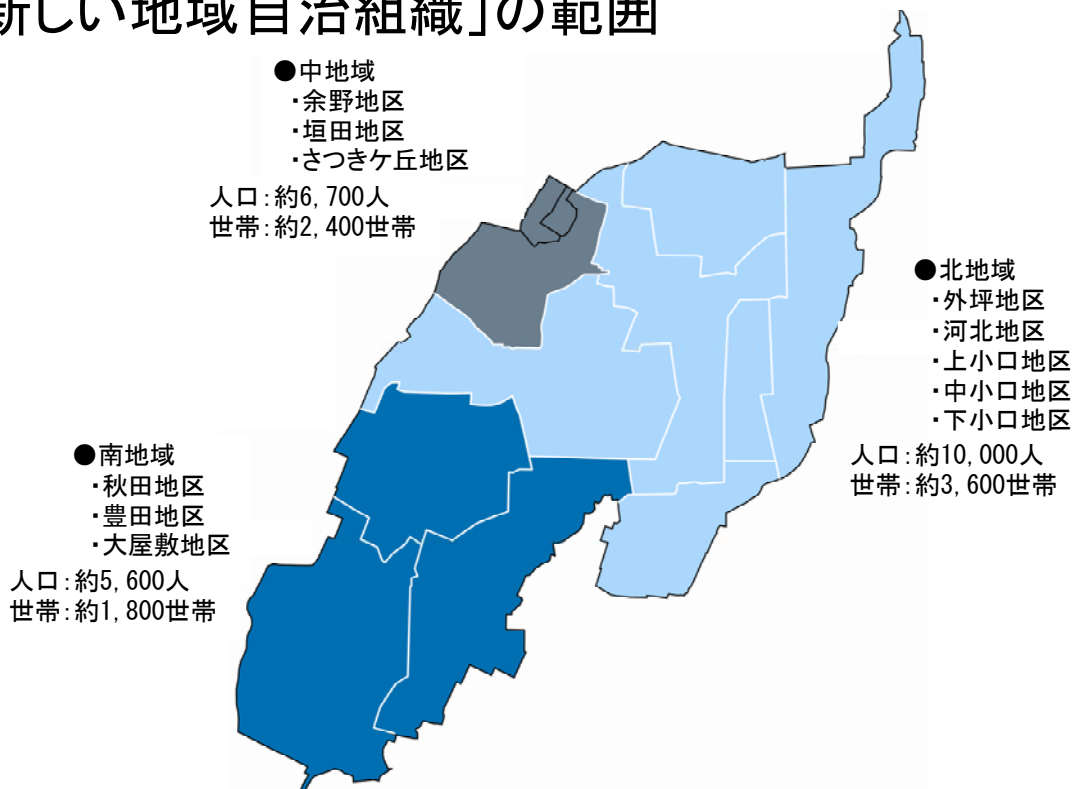
次のページの項目を鑑み行政区を基本に考え、「おおむね小学校区」を単位に区域を設定。

12

- ①未来をイメージし「子どものためのまちづくり」を考え、子どもにとって最初のコミュニティであり、大人になっても続くものを考えること
- ②子どものまとまりを重視することで保護者や地区の活動への参加を容易にすること
- ③広域の課題に取り組むことができること
- ④より広範な人(地域)の力の確保が期待できること。
- ⑤一つの地区だけにとらわれない公共性、公益性を確保する必要があること
- ⑥地区という限られた広がりの中における人材不足を解消する必要があること

13

「新しい地域自治組織」の範囲



14

(3) 行政区との関係

《「新しい地域自治組織」と「行政区(区長一
区会一住民)」は組織の目的と役割が違う》

- ・今までできなかったこと、やりたかったことへの取組みができる
- ・「新しい地域自治組織」が軌道に乗るまでの間は、行政区や区長の負担が増える事が予想されるが、軌道に乗れば、行政区が行っている事業についても振分けができ行政区の負担を軽くできる
- ・行政区とまちづくり委員会は「新しい地域自治組織」の中心的な組織として、密接に連携していく関係

15

(4) NPOなどとの協働

《性質の異なる組織との連携で、
地域はますます活性化》

NPOと連携することで

- ・地域では、経験が少ない計画書の作成や、その具体化でNPOの専門性や知識が期待できる
- ・NPOのネットワークで地域の範囲に捉われない人材の確保が可能になり、地域課題に対し、新しい方法や発想が期待できる。また、若い人や女性が多く活動しており、地域に新しい意見を取り入れられる

ことができ、地域課題に対してより効果的な取組みが可能

16

(5) 行政の役割(責務)

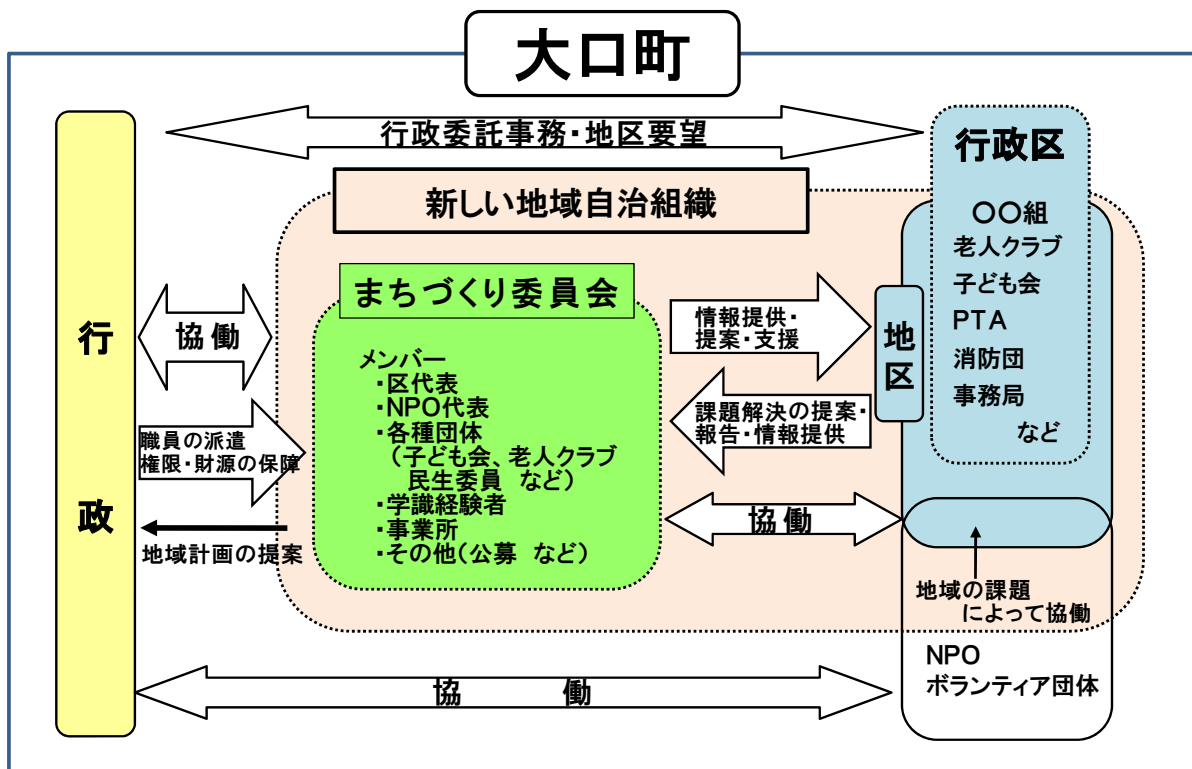
《組織の認定根拠の整備と財源確保》

行政に期待するさまざまな支援

- ・財源委譲の流れの整備
- ・「新しい地域自治組織」の位置づけの整備
- ・行政職員の役割、支援制度の仕組みの整備
- ・行政内の連携

17

(6) 組織の全体像



18

(7) 発足にあたって 《負担にならない“できる事”から取組む》

①各地区で「新しい地域自治組織」の設立や委員選出を見据えた説明会を開催



②設立準備委員会の立上げ



③「新しい地域自治組織」の設立



④“できる事”から取組み、逐次、組織運営の見直しを実施

4. その他

(1) 人材育成
《地域は人材の宝庫》

(2) 行政区規約(案)
《地域活動がしやすい仕組みづくり》

地域自治を考える
—新しい地域自治組織の提案を受けて
レ ジ ム

岩崎恭典 (いわさき やすのり)

1956年 京都府生、宇治市で育つ

1983年 早稲田大学大学院政治学研究科自治行政専修修了

1984年 財団法人地方行政システム研究所研究員

1995年 中央学院大学法学部専任講師、宇都宮大学・信州大学非常勤講師

1998年 中央学院大学法学部助教授、成蹊大学・早稲田大学非常勤講師

2001年～四日市大学総合政策学部教授・学長補佐教学担当・情報センター館長

【社会活動】三重県教育委員会委員長職務代理、尾鷲市情報公開・個人情報保護審査会委員長、四日市市マニフェスト検証委員会委員長、米原市・東員町・北名古屋市各行政改革委員会委員長、伊勢市・伊賀市各市民活動支援補助金審査会委員長、大阪市市政改革委員会委員、関西広域機構地方分権改革推進本部有識者会議委員、碧南市・豊中市協働まちづくりアドバイザー、川西市参画と協働のまちづくり推進会議委員長、我孫子市自治功労褒章、総務省合併アドバイザー・地域経営の達人、日本地方自治学会理事等

【専門分野】 地方自治制度（特に都市制度）、市民参加論、住民団体論

【最近の主な業績】

- ・『分権と自治のデザイン』（共著）、03年8月、有斐閣
 - ・『第2次改訂版地方自治の現代用語』（共著）、05年7月、学陽書房
 - ・『市町村合併後の自治体のあり方—狭域への注目と地域自治組織の課題』、06年6月、滋賀地方自治研究センター
 - ・『大都市のあゆみ』（共著）、06年9月、指定都市市長会・東京市政調査会
 - ・「団塊の世代と地方自治」（共著）（『現代の理論06秋』所収、06年10月、明石書店）
 - ・「『基礎自治体』と自治体内分権」（『ガバナンス№. 88』所収、08年8月、ぎょうせい）
 - ・「自治基本条例制定後の状況と課題」（『自治体法務研究№16』所収、09年3月、財団法人地方自治研究機構、ぎょうせい）
 - ・「地域主権への筋道—神は細部に宿る」（『HIYAKU2010. 3』所収、10年3月、滋賀県市町村職員研修センター）
 - ・「政令指定都市と都道府県」（『地方議会人 2010. 6』所収、10年6月、全国市議会議長会・町村議会議長会）
 - ・「民への分権のいま」（『住民行政の窓№. 351』所収、10年7月）
 - ・「出先機関改革～地方はもう待てないか?」（『地方自治職員研修 616号』所収、11年4月）
- その他

0. はじめに一時代の大きな峠に立って 昨年のフォーラムと今の間に

- ・ 考える会の提言が纏まって、いよいよ実行の段階に！
- ・ 3.11 と国勢調査確定値の公表 人口減少社会へ
 - ・ 1995 年 阪神・淡路大震災 → 市民のボランティア活動の高まり、企業の社会的責任の認識の高まり → NPO 法、地域社会への注目(面識社会)
 - ・ 2011 年 東北・関東大震災 → 自治体まるごとの移住の可能性、日本国民挙げての息長い復興支援、脱原発 → グリーン・環境・福祉等の新産業の創出可能性、住民の新しい絆づくり → ???
 - ・ 2010 年国勢調査結果確定値
 - 日本人人口 1 億 2535 万 8854 人 2005 年比 37 万 1294 人(0.3%)減
 - 外国人・国籍不詳を加えれば、1 億 2805 万 7352 人 2005 年比 0.2%増
 - 65 歳以上人口 23.0% 世界最高
 - ・ 大町はまだしばらく人口は伸びるが、伸びている間こそ、準備期間と考えるべき

1. なぜ今、「みんな」で「協働」・「地域自治組織」なのか

以下、昨年度レジメの再掲部分は、再掲と表示

1-1 右肩上がりの政治・行政の仕組みの見直し 子孫のために我々ができること(再掲)

50 年間の「明日は今日よりいい生活」に慣れた我々は今、将来＝「明日はせめて今日並みであればいい、明日が今日より悪い」ことを想像する力を失っているのではないか。合併や行政改革に対する住民の一般的感情は、依然として、「地獄絵図はみたくない」なのではないか。

- ・ **それでも、今後の急速な少子高齢化に対応できる体制を創っていかなければならない**
 - ・ 縮小していくパイをめぐる以前と同じように分捕り合戦を行うことは、参加者全員を不幸にする
 - 自治体は、セーフティネットの構築と維持に全力をあげ、分捕り合戦の参加者は自主的に退場していくしかない
 - 50 年間の右肩上がりの時代に住民からの要望により引き受けすぎた自治体の仕事を、地域にお返しする仕組みが必要なのではないか？
 - 自治を大きくしながら、小さくする
 - ・ 自治の単位→広域と狭域の「受益と負担」の明確化
 - 従来型コミュニティの見直し
 - ・ 国から府県へ、府県から基礎自治体へ、そして、基礎自治体から「民」への分権
 - ・ 「民」への分権、「住民に仕事をお返しする」仕組みの構築は不可避、そのためのパートナーシップの構築を！
 - ・ その正統性の根拠は、「地域住民の自己決定」

そのためにつくられた「大口町まちづくり基本条例」 2010年

第4章 地域自治組織

(地域自治組織の設定)

第9条 地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした地域住民にとって最も身近な公共的組織であり、「共助の精神」を共有できる組織です。

2 地域自治組織の区域は、既にある行政区のほか、地域住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、地域的なまとまりの中で新たに設定することができます。

(地域自治組織の役割)

第10条 地域自治組織は、住民一人ひとりの自立と共助の精神のもとに、自ら解決できる地域の課題については、自らが考え決定し主体的に取り組むものとします。

2 地域自治組織は、自らが解決できない地域の課題については、町の執行機関やその他のまちづくりの担い手と連携し、その解決を図るものとします。

(地域自治組織と町の執行機関の関係)

第11条 町の執行機関は、地域自治組織が地域自治を担うために必要となる組織や制度の整備について、地域自治組織と話し合い取り組みます。

2 町の執行機関は、地域自治組織の自立性と自主性を尊重し、地域自治を実現するために必要な権限と財源を地域自治組織に委ねるものとします。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第5章、第6章と第29条の規定は、平成22年4月1日から施行します。

2 町の執行機関は、次の事項について地域自治組織と話し合うための組織の設置を検討するものとします。

- (1) 第9条第2項の地域自治組織の区域の新たな設定に関する事項
- (2) 第11条第1項の地域自治組織の組織や制度の整備に関する事項
- (3) 第11条第2項の権限と財源を地域自治組織に委ねることに関する事項

1-2 町内バラバラに進むであろう少子高齢化（一部再掲）

- ・住宅ゾーン、集落ゾーンの違いのみならず、11行政区別でも高齢化の度合いはますます異なってくるはず。地域の課題も、行政区別でますます異なってくる。
- ・ただ、前提は、以下の人口推計。立地条件のよさにより、人口の維持は期待できるが、2010～15年の高齢化の伸び率に留意が必要。25年後の三人に一人が65歳以上の地域社会を想定すべき。

大口町

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
総人口	21,602	22,276	22,682	22,910	22,977	22,913	22,744
総人口指数	100.0	103.1	105.0	106.1	106.4	106.1	105.3
高齢化率	16.8	20.4	23.9	25.4	25.7	26.9	29.2
高齢化指数	100.0	121.4	142.3	151.2	153.0	160.1	173.8

- ・例えば、平成23年10月1日現在の住民基本台帳人口で、町平均19.5%の高齢化率は、
 - 北地域 高齢者数 1,980人 地域人口9,869人 高齢化率 20.1%
 - 中地域 高齢者数 1,089人 地域人口6,754人 高齢化率 16.1%
 - ただ、さつきヶ丘の高齢化率28.8%、垣田区19.1% 余野区12.2%
 - 南地域 高齢者数 1,263人 地域人口5,573人 高齢化率 22.7%

とバラバラ

今後 例えば、南地域は、

60～64歳の方が、498人居て、0歳児が51人だから、出生数が変わらず、死亡率をみなければ、5年後の高齢化率は、 $(1,263+498) \div (5,573+51 \times 5) \times 100 = 30.2\%$ になる

このように地域の将来は、地域により違う。だからこそ、将来予測に基づいて、身近な課題を解決できる仕組みが必要となるはずである。

2. 大口町における「地域自治組織」を具体的に検討していくために（一部再掲）

- ・まず、共通の目標をつくる必要性
 - ・できるだけ主語付の計画に
 - 誰が何を何時までに → Wish List から マニフェスト型計画に
- そのために、
 - ・地域の特色を把握する
 - ・五年後、十年後の地域の人口予測 高齢化率、子どもの数など
 - ・町のなかでの、この地域のもつ資源を明らかにする
 - ・公共施設や現在行なっている地域の活動、団体、自慢できる資源、次の世代に引き継いでいきたいモノ・コトをできるだけ拾い出す
 - ・課題をできるだけ拾い上げる
 - ・そのうえで、将来ありたい地域の姿をイメージする
 - キャッチフレーズも有効
 - ・誰が、何を何時までにやるか、具体的な計画をつくる
- ・まずは、様々な団体・個人が自由に語り合う場を持つことが重要なのではないかと
- ・そのうえで、実行する組織の姿を固めていく

伊賀市の場合

「自治」…(住民が行政によって)自ら治まる→(住民が自分たちの地域を)自ら治める

共同体意識の形成が可能な範囲において…

住民が自ら考え、決定し、実行し、責任も持つ。

地域で住む幸せ、誇り、生きがいを感じられるまちづくり。

(住み良い地域を形成したい。地域の課題を解決したい。…人により異なる)

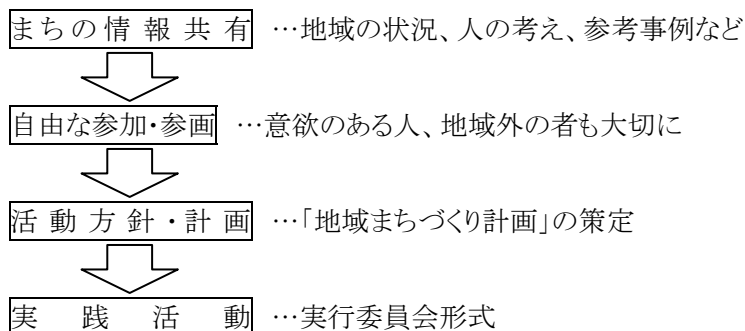
補完性の原則

「家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市町村や県、国などのより大きな単位が行う」という考え方

個人 → 家族 → 地域 → 市 → 県 → 国 → 世界

・伊賀市の住民自治組織の役割

「みんなで考え、みんなで活動できる場づくり」→ 組織「住民自治協議会」



今やっている自治体の仕事も、狭域有効、広域効率の観点から仕分けしていく必要があるのではないかと⇒狭域有効業務(例えば、公園管理や介護、子育て支援等)こそ、①住民ができる、②以前、住民がやっていた、③住民にお返しできる、④ビジネスチャンスになり得る仕事なのではないかと⇒狭域有効業務を支所にまず行政の仕事として配置し、その後、各地域で、その地域特性に応じた公のあり方を検討したうえで、地域の様々な主体ができるものは、やってもらおうではないかと(「民への分権」)

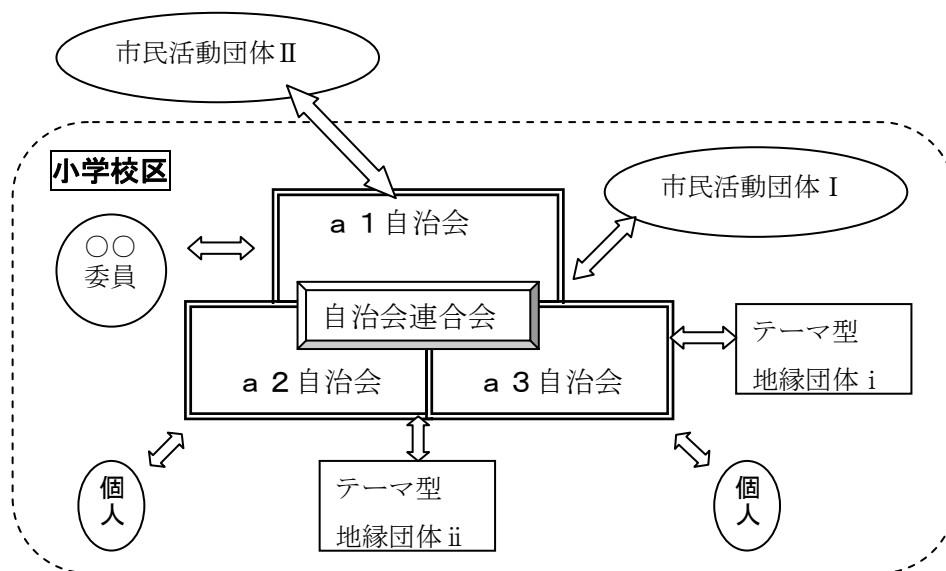
表 狭域有効業務と広域効率業務(例示)

	狭域有効業務	広域効率業務
住民サービス	直接業務 (窓口、住民相談等)	間接業務 (総務・企画等)
健康・福祉	在宅介護、基礎医療 (検診等) など	介護保険運営、高度医療 など
生活・環境	ごみ分別、環境美化 など	ごみ処理 など
教育・文化	地域学習、公民館活動 など	高等教育、文化公演 など
産業・交流	商店街振興、地区イベント など	雇用対策、企業誘致、広域交流など

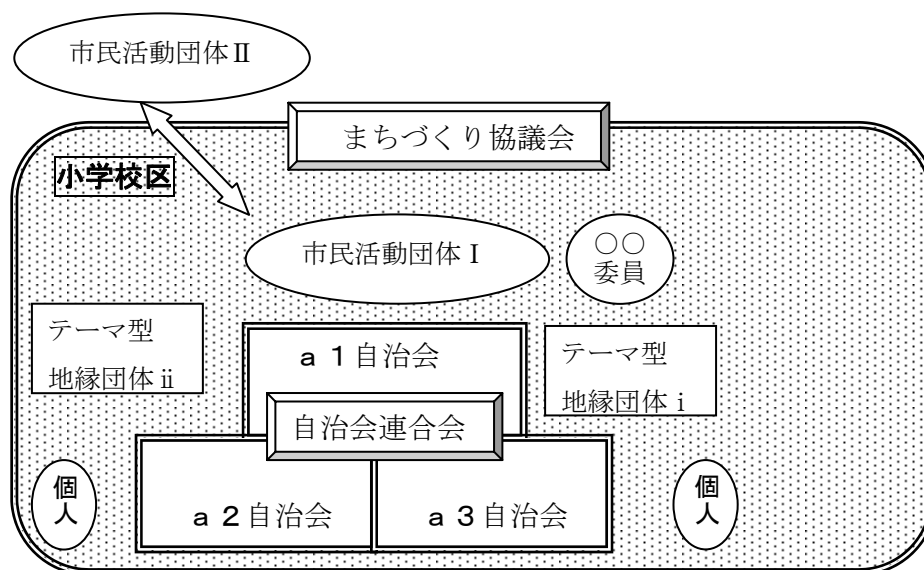
どのような地域自治組織が想定されるか、例えば…

○ 三重県・身近なまちづくりの3つのパターン

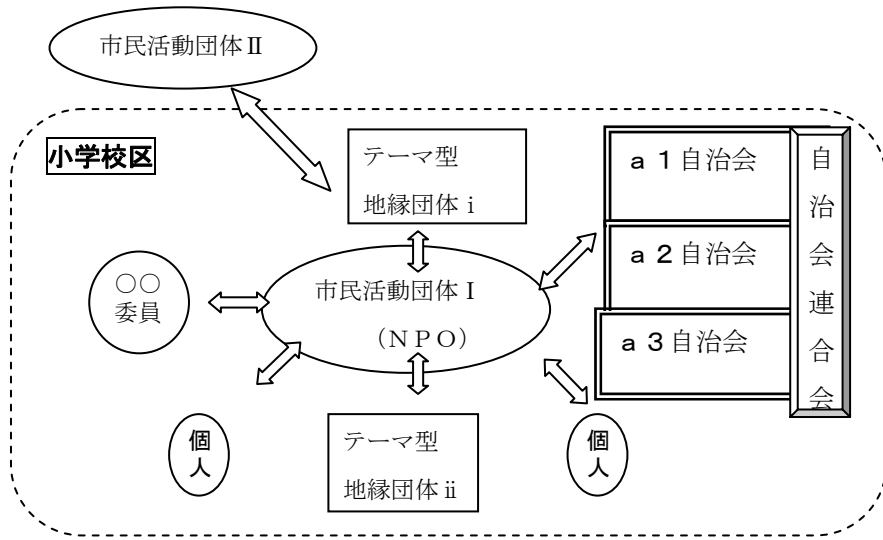
①自治会等の既存の団体を中心とした連携による取組



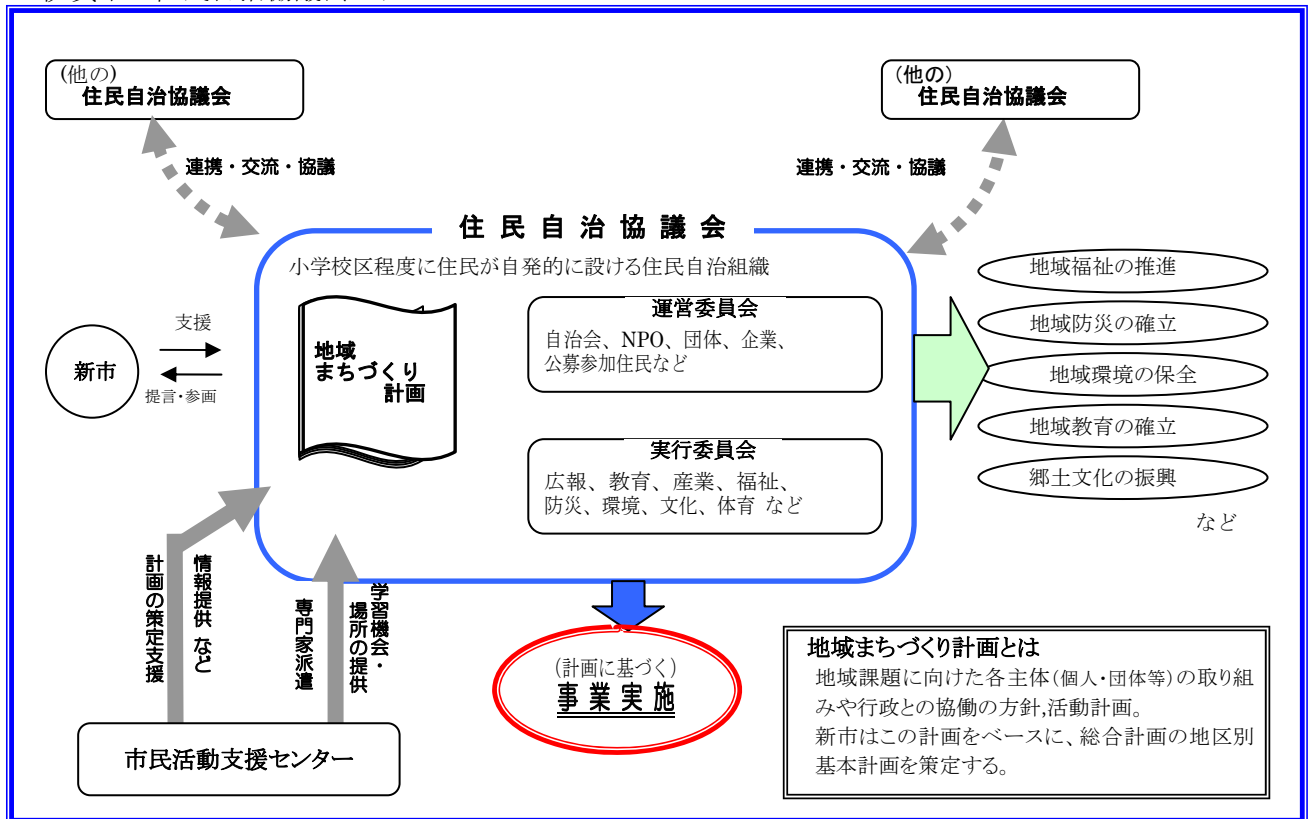
②学校区等で様々な団体が連携して設置するまちづくり協議会を中心とした取組



③地域密着型NPOを中心とした取組

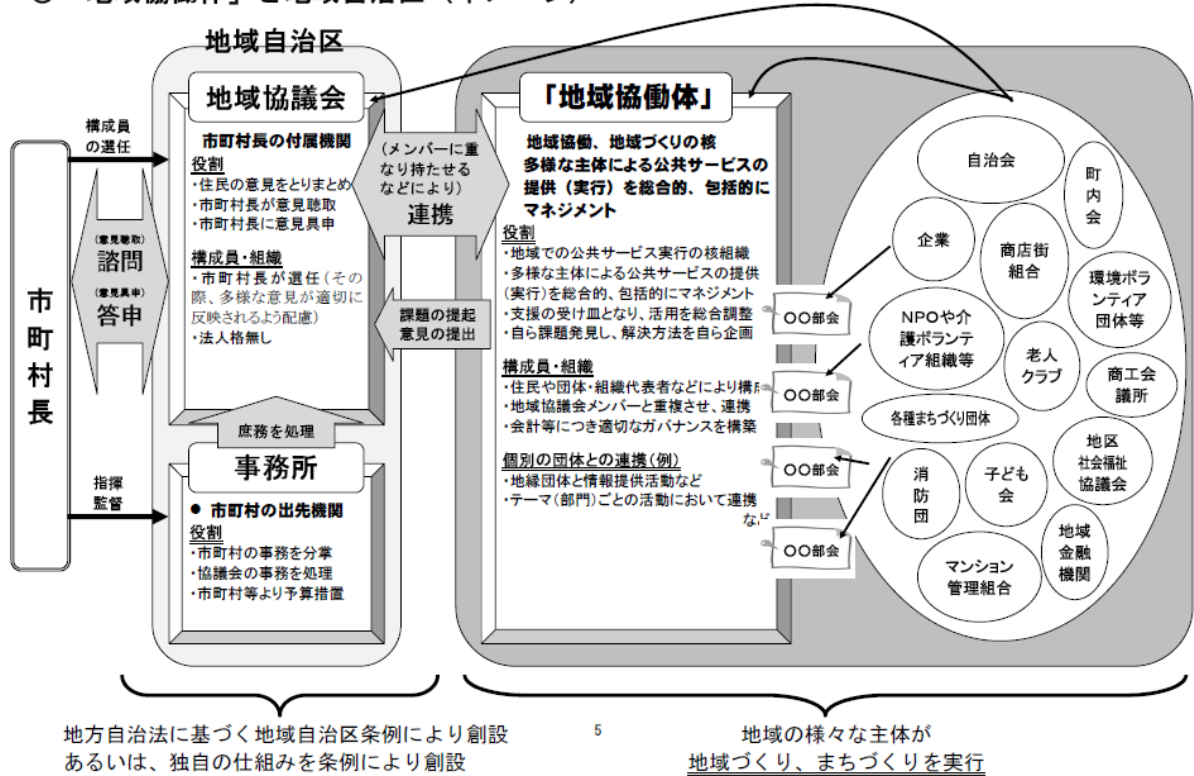


伊賀市の住民自治協議会モデル



・地域協働体(総務省「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」報告書)

◎「地域協働体」と地域自治区(イメージ)



- このように、様々な形が模索されている。
一つの形にこだわる必要はなく、地域の実情に応じて、考えていけばよい。

・重要なことは、地域には色々な団体があるということ。

・自治会とNPOの性格の違いを踏まえるべき

自治会	集団主義	全日制	宿命	寛容	全員一致	総合性
NPO	個人主義	定時制	契約関係	合理主義	多数決	専門性

・地域自治組織は、組織率 90%を誇る行政区(自治会)だけでいいだろうか?

- ・2005年三重県調査(N=420)では、「役職者のなり手が無い」64.0%、「少子高齢化により活動に支障が生じている」57.0%、「予算が無い」33.0%、「住民の関心がない」32.0%

けれども、「顔見知りが増えた」56%というメリットは感じている。

地域社会の将来のために自治会としてできることは何か

地域社会には、どのような課題があるか。

課題解決のために、何ができるか。

どのような主体があるか。

町にどのようなことを支援してもらいたいのか。

- ・ いろいろな地域自治組織の形がある 大口流地域自治の形を創っていけばよい。
- ・ 地域自治組織における人材確保のために
 - ・ 事業実施は、できれば実行委員会形式で → やってみたい人を募る
 - ・ 例えば、任期は6年に限る → 4年は事業に夢中、残り2年は後進を育てる
 - ・ 町の事業支援金から外部資金の導入へ
 - ・ コミュニティビジネスの観点で → 「小銭を稼いで大きな生きがい」
- ・ では、望ましい地域自治組織とは？
 - 個人を前提とした集団主義
 - 全日制でも定時制でも
 - 宿命と考えるか、契約関係も可能、それは参加者の判断
 - その意味で、合理主義的な側面はあるが、基本的には寛容
 - となると、全員一致が望ましい
 - 総合性の下で専門性を発揮できることが望ましい
 - そのためには、個人が重要
- ・ 単位自治会・行政区の果たすべき役割は何か？
 - 防犯・防災活動が中心になるだろう
 - 逆にいえば、それ以外は、地域自治組織の活動になるのではないだろうか
 - 事業実施は個人・NPO・ボランティア団体それぞれに得意分野がある。
 - 有償というコミュニティビジネスへの展開を考えればなおさら。
 - しかし、地域の「絆」を結び直し、面識社会を作りなおし、様々な団体・個人を集めてコミュニティの将来とそのために何ができるかを話し合う場所を作ることができるのは、自治会だけ。

3. 地域自治組織の新たな活動の担い手の可能性（再掲）

- ・ 千葉県我孫子市におけるシニア男性調査
 - ・ 1997年実施、10年以上前だけど、もうできない調査
 - ・ 50歳代（1997年当時）の男性だけで、約1万人、うち、7,000人が日々東京に通勤
 - ・ 東京近郊住宅都市としての衰退を防ぎ、「住むことを選ばれる街」として都市間競争に

生き残る必要

- ・市民事業 「何らかの公的な目的の達成のために市と協働して市民が実施する事業」
 - 期待 ① 東京で蓄積してきた技能・経験・キャリア等を定年により定時制市民から全日制市民になるにあたって、市の資源として地域づくりの各場面で活かして欲しい。できれば我孫子市をマーケットとして、利益追求だけではなく社会的に意味を持つような物・サービスの提供事業を展開してもらえないだろうか。
 - ② このことにより、サラリーマン OB がいつまでも地域でいきいきと元気でいてもらうことは本人はもちろん、税金で運営される自治体行政にとっても好都合である。
 - ③ 急速に進む高齢化はどうしても福祉のマンパワーが不足しがちであり、市民事業のマーケットとして、高齢者同士の相互扶助体制が成立しうるのではないか。
- ・アンケート調査(東京に通勤する 50 歳代男性 2,000 人対象、N=1036)の結果
 - ・持家率 90%、子供が 1 人残る程度の核家族
 - ・市民事業をやってみたい 15%、市民事業をできればやってみたい 40%
 - ・定年後の希望収入額 30～34 万円が 38%、見込み収入額 30～34 万円 22%、20～24 万円 18%、25～29 万円 15% → その差額 10 万円程度が稼げればよい
 - ・起業に費やす日数・時間
 - ・「3～4 日」 53.0%、「1～2 日」 16.9%
 - ・一日「4～5 時間」 39.5%、「6～7 時間」 31.4%
 - ・自己出資の可能性
 - ・「101～200 万円」 19.1%、半数が 50 万円程度なら出資可能
 - ・一緒に事業展開できる仲間
 - ・「いない」 63.9%、いる場合「常磐線・成田線沿線」 8.9%
- ・例えば手賀沼浄化という分野で括り直すと市民は何をしようとしているか (M.A.)

「手賀沼の湖畔にカフェレストランやレストランを開く」	169 人
「無農薬の農産物を生産する」	159 人
「手賀沼の汚泥を活用し商品化する」	140 人
「無農薬の農産物の流通・販売を行う」	122 人
「手賀沼のアシ原を管理し、アシの工芸品の製造・販売」	79 人
「有機肥料の生産、販売を行う」	58 人
「里山塾や環境についての教育塾を開く」	56 人
「手賀沼特産の魚を使った料理教室を開く」	24 人 等
- ・どのような自分の知識が役に立つか (例えば、環境関連分野のみ) (M.A.)

住環境・生活環境 (環境調査、環境アセス、景観ガイドライン等)	13 人
---------------------------------	------

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 公害防止技術（環境監査、化学専攻等） | 10 人 |
| 廃棄物・リサイクル（リサイクル技術、産業廃棄物処理技術等） | 9 人 |
| 河川・水（水質調査、浄化技術、高分子凝集材研究等） | 9 人 |
| 自然保護（植物・生物学専攻、環境モニター等） | 9 人 等 |
- ・ どのようなノウハウが活きると思うか(M.A.)

会議をスムーズに進行できる	202 人
イベントなどの企画力がある	172 人
協力を求める関連団体、事業者や行政との折衝が得意だ	161 人
会員名簿の整理や事業報告づくりが得意だ	159 人
関連団体やその活動との調整が得意だ	121 人
活動の中心となるコアをつくれる	107 人
 - ・ 2次調査（面接調査）の実施(市民事業をやりたいと答え、住所・氏名を答えた 148 人を対象)
 - ・ 退職準備前教育の浸透不足
 - ・ 70 歳を過ぎると自治会活動に携わりたいという希望
 - ・ 起業時の不安は、起業のネタさがし(45 人)と一緒にやる人探し(36 人)、立ち上げと運転資金(30 人)
 - ・ キャリア展開とのかかわりは明確、社外活動と地域活動に強い相関
 - ・ その後の我孫子市の動き
 - ・ 00 年の総合計画に位置付け
 - ・ 手賀沼課の設置 基金活用による市民事業支援
 - ・ 00 年、市民活動支援課設置
 - ・ 02 年、手賀沼湖畔に、図書館、カフェテリア等の複合文化施設開設
 - ・ 04 年、NPO との協働を実りあるものとするための 7 つの原則 策定
 - ・ 市民参加や NPO への委託を協働のモデルだと思わないこと
 - ・ 「金」を出したら「口」も出すこと
 - ・ 協働の評価は第三者から受けること 等
 - ・ 04 年、公募型ミニ市民債発行(2 億円)
 - ・ 05 年、ようこそ地域活動 シニアのためのインターンシップ事業
 - ・ 06 年、我孫子駅前に、市民活動ステーションを設置
 - ・ 07 年、協働化テスト、市民公益活動保険 現在、市民公益活動団体 151 団体
 - ・ 三重県四日市市の場合
 - ・ 2000 年に「地域における市民活動への参加に関する意向調査」を実施
 - ・ 四日市市に在住する 50 歳～59 歳の勤労者 3,000 人(うち女性 487 人)を対象
 - ・ 郵送方式で実施、有効回答 1,439 票(回答率 48.0%)

- ・ 調査結果の概要
 - ・ 9割が持ち家(一戸建て)、「生まれたときから四日市に居住」＋「30年以上居住」が半数、「夫婦と未婚の子ども」が6割
 - ・ 近所づきあいは、「挨拶する程度」が半数、総じて付き合いは深くない
 - ・ 何らかの講座やグループに加入している人は少なく、36.1%が「いずれにも参加していない」、自治会活動参加者は11.5%
 - ・ 定年退職後の不安は、経済的不安が50.5%、介護の不安と共に高い
 - ・ 定年退職後の希望収入と実際の見込み額との差は6万2千円程度
 - ・ やってみたいボランティア活動は、「公園美化」、「資源リサイクル」「趣味・スポーツの指導」、「環境保全活動」などが上位
 - ・ 起業意向は、「やってみたい」13.4%、「できればやってみたい」42.9%
 - ・ 環境面で自分の能力を発揮できると考えている人が16.7%と最も多い
 - ・ 会議の仕切りや名簿管理、リード役といった役割は果たせると考えている
 - ・ そうした仕事に週3～4日、一日4～5時間使う程度がいい
 - ・ 出資額は、100万円以内が16.2%、50万円以内が15.9%
 - ・ ただ、その仲間がいない(55.5%)、そこで、「交流の場が欲しい」、「基礎講座の開設」、「市との協働による具体的な事業化」といった要望が高い
- ・ 三重県菰野町大羽根団地の場合(2008年調査)
 - ・ 戸建て一団地の56歳から65歳の男女454人を対象
 - ・ ほぼ同様の結果を得る
 - ・ 調査結果を載せた「大羽根だより08年8月」に寄稿した総括文

「今回の調査結果から、調査対象となっていた56歳から65歳の方々は、ここ、大羽根園に20年以上お住まいの方が73%を占め、多くの方が「終(つい)の棲家」とお考えのようで三人に一人は、これからは「全く働かず、生活をエンジョイしたい」とお考えです。気楽に過ごすシニアライフを望んでいらっしゃる様子が窺えます。

でも、その一方で、「介護が必要になったときの不安」や「健康上の不安」も多くの人が持っています。

「終の棲家」として、気軽に過ごすことができるためには、いざというときの不安を解消してくれる仕組みが必要でしょう。

菰野町は、そんな仕組みを一生懸命に作っていますが、家族以外に、身近なところに、不安を解消してくれる仕組みのあることが最も望ましいに違いありません。

幸いにして、調査結果では、30%の方々は「生活をエンジョイしながら小遣いを得る程度に働きたい」と考えられています。これまでの人生経験を活かして、大羽根の地域で人のためになる、そして、いざというときには自分のためにもなる、しかも、小遣い程度の収入にはなる—そんな具体的な事業をこれから始める必要があ

りそうです。

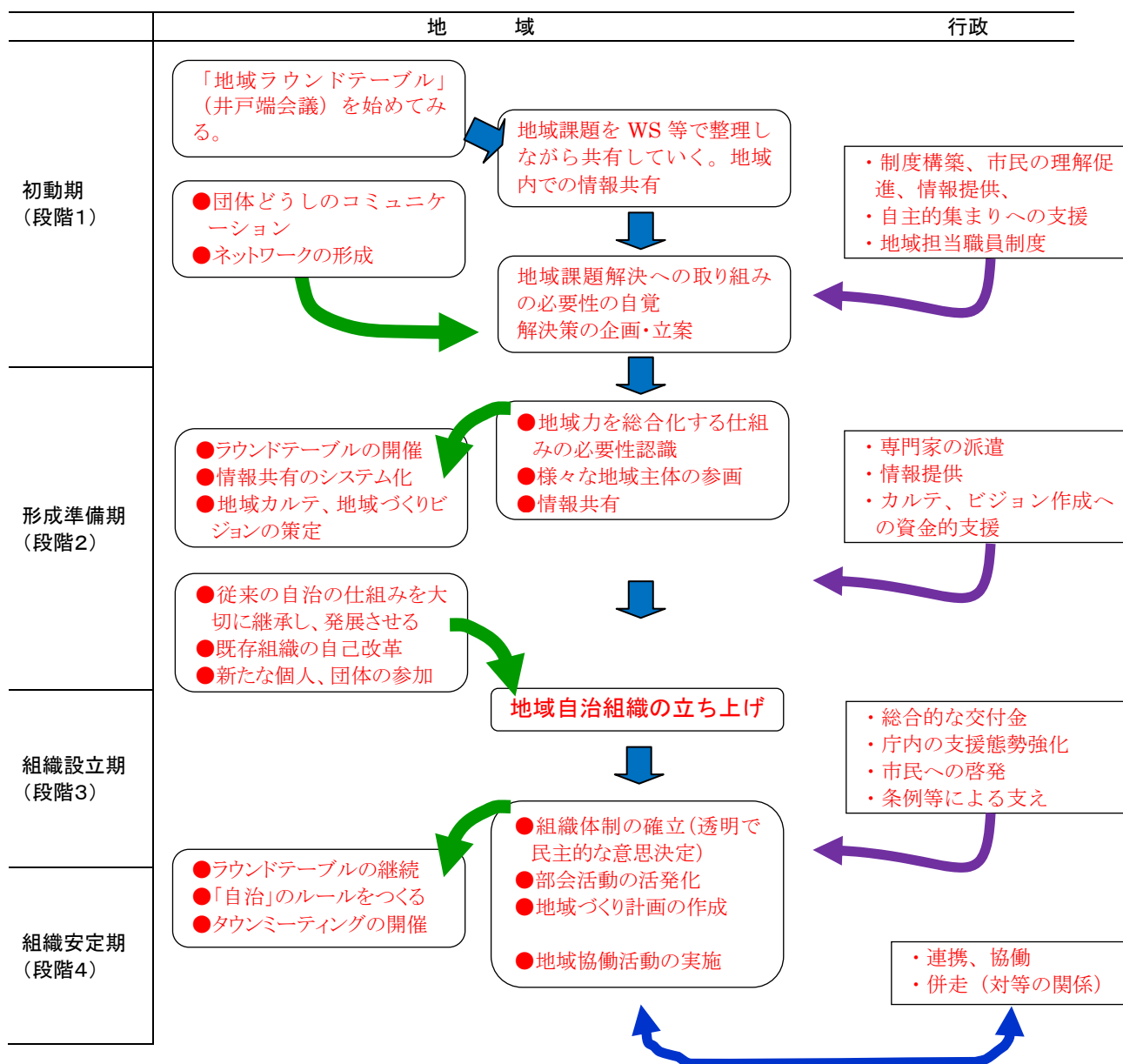
例えば、日用品を一通り買い整えることのできる売店や介護タクシー。今後、そのような起業がどの分野で可能か、改めて皆さんのお話をお伺いしながら、具体的に検討したいと思っています。

でも、「たまに立ち話をする程度」のおつきあいが50%では、なかなか、話も進まないのではないかと危惧します。どうか、少しでも「何かをやってみよう」と思われる方は、「いきいきサロン大羽根」をお訪ねください。そこから、気軽に過ごすシニアライフ、「終の棲家」としてのよりよき大羽根園づくりがスタートすると思います。」

4. おわりに 地域自治組織と行政区(自治会) (一部再掲)

- ・公を創る民の確実な存在
 - ・公=官から、公を官と民が協働で創る時代へ
- ・個人でのボランティアを前提に、積極的に繋がる
- ・ボランティア、起業、NPO、様々なやり方がある、やりたいことに応じた団体を作る
- ・全国の自治体で、都市間競争が激化
 - ・「自分の街は自分で守る」、「自分で創る」発想が必要
- ・市民事業(コミュニティビジネス)の展開を
 - ・その特徴
 - ・住民主体の地域密着型ビジネス
 - ・必ずしも利益追求を第一としない適正規模、適正利益のビジネス
 - ・営利を第一とするビジネスとボランティア活動の中間領域的ビジネス
 - ・グローバルな視野のもとに、行動はローカルの開放型のビジネス
 - ・成功への道
 - ・一人で起業から協同で起業へ…リスク分散、知恵を出し合う
 - ・事業の柱は複数用意し、全体で収支バランスを
 - ・小さな政府を目指す地方自治体の業務委託、コスト効率の向上を狙う大企業の業務委託を受けることは、立ち上げに有効
 - ・但し、自治体の下請けである必要はない、対等・協力の関係に立つパートナーシップ関係にある矜持は持ち続ける
 - ・価値を交換する「地域通貨」の仕組みを取り入れて、拡がりを持たせる
 - ・市民事業(コミュニティビジネス)が盛んに展開できる街だけが「勝ち組」となる

図 地域協働形成の動き（概要）@豊中スタイル



やってきた人口減少社会、そして、急速に進む高齢化、その進行を遅らせることを目的とした若年ファミリー層の定住促進を進めるなかで、地域の人々の「より良いまちにしたい」熱意を形にしていくために

- 個人のほんのちょっとした「公」を持ち寄る場をまずつくる
 - 人と人のつながりをもう一度 地域や学校や公園等で
 - まちをこうしていきたいという意見をまとめ、共通の目標をつくる
 - 実行できる仕組みを考え、参加を募る
- 持続可能な仕組みとすることが必要

- ・まちづくりは数年で完了するものではないから
 - ・特定の人が辞めたら終わってしまうのは、やっぱり無責任
 - ・町からの補助が契機になっても、補助の切れ目が事業の終わりというのも悲しい
- 町と町民との関係と同じように、町民同士の関係も透明性や説明責任が重要なのではないか？

一般に自治会組織への加入は世帯単位であるが、小学校区単位の地域自治組織の場合は個人単位であり、個人やグループ、ボランティアの活動を通し、全体の活動の広がりと同様性を生み出すことができる。

自治会は、近隣地域における最も身近で基礎的な住民団体であり、住民の親睦や身近な防犯・防災活動、相互扶助活動が主体となった地域活動の基本的な部分を担っており、地域にとって欠くことのできない存在である。

基本的には、自治会は、地域自治組織の中核となるものの、個人やグループ、ボランティアの活動と自治会が相互に連携し、多様な課題に取り組む場合も多くなることが予想され、その相互の役割も重要になると考えられる。

だからこそ、新しい地域自治組織について、

例えば、豊中市の「地域自治のシステム 豊中スタイル」中間報告書(10年6月)では、次の三点を基本原則として掲げている。

- 地域自治組織が豊中スタイルの中心であること
 - ・「住民による住民のための住民の組織」をつくることが目的であり、行政のさまざまな支援は住民の主体的な動きを尊重して進められるべきものである。
- 住民が自ら決めることが尊重され、その決定過程は透明性の高い公開のプロセスであること
 - ・行政の政策決定過程に透明性が求められるように、地域自治組織は、その形成過程では、何事にも民主主義的な決定プロセスを経ることが求められる。
- 公共を担うという気概を持って設立される地域自治組織は、不参加者や異論を持つ少数者に対しても、配慮を怠らないこと。
 - ・地域自治組織は、成立後も、地域に唯一の公共的性格を有する団体となることから、地域の総意をその運営に反映し得るさまざまな手段をとり、熟議民主主義の場となるよう努力すべきである。

最終報告書案・11年3月 より

「このプロセスで重要なことは、開かれた場で、住民、自治会等地域団体、市民活動団体・NPOが、顔を合わせて話し合いを継続することである。このようなコミュニケーションの蓄積の上にしか地域自治システムは形成できない。さまざまな仕組みや制度は、このよう

な相互のコミュニケーションの場に提案され、話し合われ、練り上げられ、賛同（参加）が得られていくものである。

そして、今一つ大切なのが、地域住民一人ひとりの「主体性」（自覚あるいは覚悟といったもの）であろう。なにも、強固な、「強い」人間である必要はない。ふつうの市民として少し地域について自覚的になるとともに、地域で生きていくことへのささやかな覚悟を持つことだけでいいのではないか。そのように「ゆるやかに」地域社会に関わるのが、敬意を持って他者と接し共同性を紡いでいくことができると思われる。

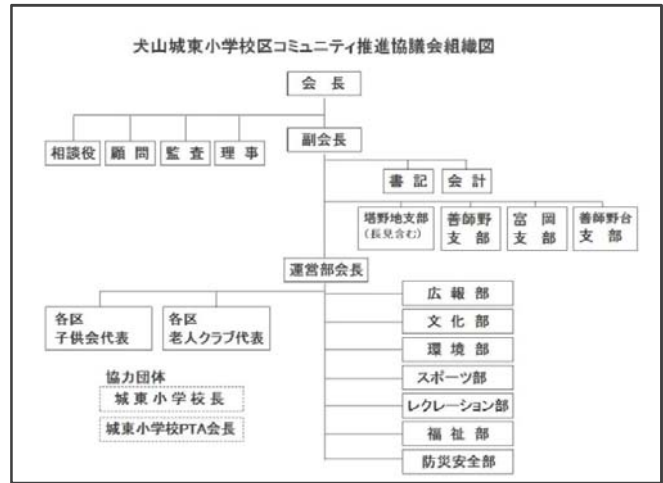
これが、地域自治システムを構築していくプロセスの駆動力となる。」

以 上

出会い、交流、絆 をふかめ
自然にかこまれた あったか地域づくりをめざして

犬山城東小学校区コミュニティ活動紹介

犬山城東小学校区コミュニティ推進協議会



全体・支部（地区）

コミュニティ全体もしくは各支部単位で活動するもの

- ① 城東小学校区ふれあい運動会（協賛）
- ② 城東こども未来園運動会等 支援
- ③ 児童センター支援
- ④ 東日本大震災 街頭募金活動

- ① 地区 花壇整備（支部）
- ② 地区 盆踊り大会（協賛）
- ③ クリーンキャンペーン

1-1



1-2



1-3



1-4



1-5



1-6



東日本大震災義捐金募集活動

1-7



地区花壇整備

2011/06/19

1-8



地区盆踊り

1-9



クリーンキャンペーン

1-10

広報部

事業活動を広く会員にPRし、積極的な
広報を活動を行なう

- ① 「コミュニティだより」を発行
- ② 各種事業取材活動

2-1



2-2



城東フェスティバル

2-3



尾北ホームニュース

2-4

文化部

各種教室、講座を開催し、文化的事業の展開を行う

- ①陶芸教室
- ②絵てがみ教室
- ③城東フェスティバル 作品展
- ④寄せ植え教室

3-1



3-2



3-3



3-4



3-5



3-6

環境部

安心で、住みやすい環境の街づくり事業を行う

- ①シンポジウム
「田口洞の自然 城東里山のめぐみ」
- ②田口洞川 清掃活動（中島池森の会共催）
- ③田口洞ホタル観察会
- ④桜の木植樹

4-1



4-2



田回洞川水質調査

4-3



田回洞川水質調査

4-4

スポーツ部

各種スポーツを通して、会員の健康増進及び、連帯感の醸成を図る

- ① ショートテニス大会
- ② 親子ふれあい ソフトボール大会（共催）
- ③ わきあいあい テニス大会
- ④ グラウンド ゴルフテニス大会

5-1



ショートテニス大会

5-2



親子ふれあいソフトボール大会

5-3



親子ふれあいソフトボール大会

5-4



テニス大会

5-5

レクレーション部

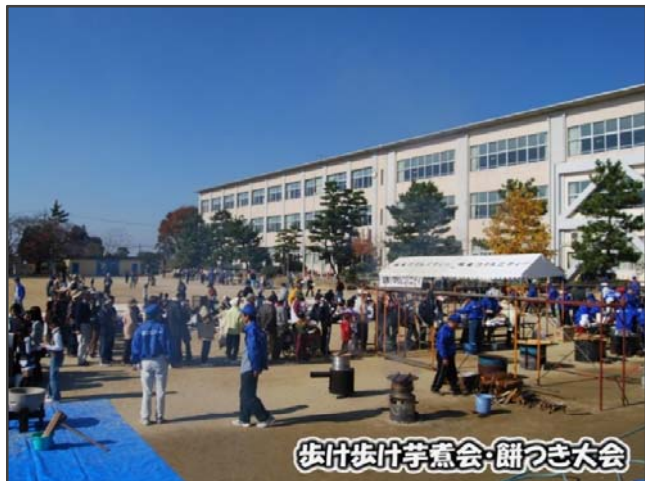
会員全員が参加できる、楽しく、魅力ある事業の展開を行う

- ①城東フェスティバル 芸能祭
- ②歩け歩け・芋煮会と餅つき

6-1



6-2



6-3



6-4

福祉部

明るく、人にやさしい町づくりのための福祉活動を行う

「生き生き交流会」

- ①囲碁大会
- ②ミニ門松作り

7-1



7-2



7-3

防災安全部

防災意識の啓蒙と、防災備品の管理、維持を行う

- ①お・あ・し・す 運動
- ②防災訓練
- ③通学路の草刈り（クリーンキャンペーン）
- ④発電機 試運転

8-1



8-2



8-3



8-4



8-5

犬山城東小学校区コミュニティ
活動紹介

終